



Title	金融問題「先送り」の政治行政過程（四）：一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動
Author(s)	上川, 龍之進
Citation	阪大法学. 2006, 56(2), p. 113-153
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55234
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

金融問題「先送り」の政治行政過程（四）

——一九九〇年代前半におけるアクターの認識と行動——

上川龍之進

目次

はじめに

第一章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程

第一節 バブル崩壊による中小金融機関の経営悪化

第二節 証券会社と信託銀行の損失補填問題

第三節 東邦相銀救済合併・東洋信金解体処理・太平洋銀行救済

第四節 金融制度改革と証券会社・信託銀行の経営問題（以上、五五卷二号）

第五節 日本住宅金融第一次再建策

第六節 一九九二年における公的資金論議

第七節 兵庫銀行の救済

第八節 日本住宅金融第二次再建策（以上、五五卷五号）

第九節 日本銀行による抜本的対応策の実施要請

第一〇節 一九九三年から九四年にかけての公的資金論議

第一一節 東北三銀行の合併構想とその失敗

第二二節 東京二信組の破綻と東京共同銀行の設立

第一三節 コスマ信組・木津信組・兵庫銀行の経営破綻（以上、五五卷八号）

第一四節 一九九五年における公的資金論議

第一五節 住専処理

第三章 分析——アクターの認識と行動——

第一節 大蔵省

第二節 銀行経営者

第三節 政治家

第四節 産業界（以上、本号）

第五節 日本銀行

第四章 結論

第二章 一九九〇年代前半における金融政治行政過程

第一四節 一九九五年における公的資金論議

東京二信組の破綻処理は、一般の人々の金融破綻処理に対する疑惑を深めた。この後の住専処理に際して、財政資金の投入が非常に激しく非難されたのも、このことが遠因であったと筆者は考える。しかしながら二信組処理によって、これまで大蔵省が隠蔽してきた金融機関の経営問題の深刻さが露呈し、公的資金を投入する必要性が認識されるようになつたことも事実である。二信組処理が一段落つくと、公的資金の投入が再び論じられるようになる。

金融問題「先送り」の政治行政過程 (四)

まず産業界の動きを見ておこう。六月一二日には経団連の豊田章一郎会長が、破綻した金融機関や住専への公的資金投入について、「自己責任、自助努力を前提に早急に取り組む必要がある」と記者会見で語った。⁽¹⁾『朝日新聞』六月一五日付朝刊では、経団連が、金融機関の不良債権問題を解決するため、公的資金の導入を提言する方針を決めたと報じられている。⁽²⁾なお一九日付の『日本経済新聞』によると、経団連が公的資金導入の検討に入ったのは、「公的資金問題を国民の間で幅広く議論してほしい」という大蔵省の意向を受けたからだという。

一五日には日本商工会議所の稻葉興作会頭が、金融機関の不良債権問題について、「日本経済にとって致命的な問題なら、何らかの形で公的資金を使うのも、やむをえない選択だと思う」と発言し⁽⁴⁾、同日、日本損害保険協会の河野俊二会長も、「不良債権問題は景気低迷の大きな要因であり、経営責任を明確にしたうえで、公的資金を導入する必要がある」と語った。⁽⁵⁾一三二日には大阪商工会議所の大西正文会頭が、不良債権処理問題について、「今の状況を放置するわけにもいかず、(公的資金導入は) やむを得ない」と述べている。⁽⁶⁾また、『朝日新聞』六月二五日付朝刊に掲載されたインタビューで、経団連前会長の平岩外四は、「まず金融機関が自分で努力し、できないところは税金などの公的資金でやらざるをえない」と述べている⁽⁷⁾。

六月三〇日には日本商工会議所が、金融機関の融資機能を回復させ、中小企業の活力を發揮させる必要があるため、金融機関の情報開示や経営責任の追及を前提とした上で、公的資金の導人はやむを得ないとする提言を発表した⁽⁸⁾。ただ公的資金については、日本銀行や財政投融資による投融資を提案し、一般会計導入には否定的な見解を示している⁽⁹⁾。そして経団連も七月三日に、公的資金の投入を求める提言を発表した。経団連は、日本銀行による出資や特融は緊急避難的な措置であり、また財政投融資資金は返済が必要な有償資金であるため、それぞれ限界があるとし、一般会計資金の投入を求めた。さらに住専再建計画を見直し、一般会計資金を投入する方策を作成するよう

提案した⁽¹⁰⁾。野村総合研究所も七月五日に、不良資産償却によって自己資本不足となつた銀行などへの支援に公的資金を投入することを盛り込んだ緊急提言を発表している⁽¹¹⁾。七月五日には日経連会長の根本一郎も、情報開示の徹底と、自己責任原則の確認、金融機関自らのリストラ推進という三つの条件をクリアすることを前提に、公的資金を導入すべきだと語った⁽¹²⁾。

それに対しても経済同友会だけは、公的資金の投入に慎重な姿勢を崩さなかつた。六月六日には牛尾治朗代表幹事が、「安易に公的資金の導入をすべきではない」と発言している⁽¹³⁾。七月四日にも副代表幹事らが、「公的資金の導入は、実際は難しいだろう」、「金融機関の自己責任感覚は不十分だ」などと、慎重論を述べている⁽¹⁴⁾。

なお通産省も、不良債権処理について試案をまとめている。その試案では、問題金融機関を大手銀行に救済合併させる従来の方式は金融システムの効率性と安定性を低下させるという指摘がなされ、破綻金融機関の処理や再建のために、日本版RTCを設置する必要があるとの提言がなされている。この試案は大蔵省など関係省庁にも示されたという⁽¹⁵⁾。

次に政治家の動きを見ておこう。すでに三月一〇日には武村正義蔵相が参議院大蔵委員会で、金融機関の処理について、「やむを得ない場合は、公的資金もあるかな、という論理もある」と指摘している⁽¹⁶⁾。だが、二信組処理に対する批判が相次ぎ、政治家が公的資金の投入について発言を始めるのは六月になつてからである。

六月二日に、閣議後の閣僚懇談会で野中広務自治相が、「景気にも影響するので、不良債権問題の打開に積極的に取り組む必要がある。関係省庁を挙げて公的資金の導入を含めて積極的にこの問題を取り上げるべきだ」と述べた。これを受けて武村は閣議後、不良債権処理のための公的資金の導入について、「金融システムを揺るがさずにしていくため、公的なかかわりは当然、大事なテーマの一つだ」と発言した。そのため、蔵相が公的資金の導入

による不良債権の早期処理に積極的な姿勢を示したという報道がなされた。⁽¹⁷⁾しかし、六日になると武村は、「何らかの公的なかかわりと言つただけで、即、公的資金とは受け取らないでほしい」と強調し、「今の時点で公的資金を具体的に投入する考えはない」と語った。ただ、将来的な課題としては「公的資金の関係を全く否定するものではない」とも述べている。また、同六日には高村正彦経済企画庁長官が記者会見で、「住宅金融専門会社など金融機関の不良債権問題の解決には公的資金の導入が必要」と述べている。⁽¹⁸⁾

六月一三日には加藤紘一自民党政調会長が、「大蔵省が自信をつけて大胆に不良債権処理問題に立ち向かっていけるように支えていかなければならない」と述べ、また公的資金の導入に関しても、「どうすれば国民が納得できるかオープンに議論しなければならない」と前向きな姿勢を示した⁽¹⁹⁾。六月一五日には西村吉正銀行局長が宮沢喜一元首相の事務所を訪ねた。宮沢は、「不良債権処理に一般会計から資金を投入すべきだ」と強調し、さらに「経営責任や行政責任を強調し過ぎなさんな。みんな萎縮して動くものも動かない」と語ったという。宮沢は二〇日には講演の場で、公的資金の導入によつて金融機関の不良債権処理に優先して取り組むべきだと発言した⁽²⁰⁾。同二〇日には自民党役員連絡会で、不良債権処理に公的資金を充てる問題が議論された。そこでは柏谷茂組織広報本部長が、二信組処理に世論が猛反発したこと念頭に「国民感情から疑念がある」と指摘し、三塙博政治改革本部長も、「バブル期に経営判断を誤った企業側こそ責任の明確化が必要」と慎重な姿勢を示した。一方、加藤政調会長は、「公的資金を使わないと実体経済が上昇機運に乗らないという面がある」と、その必要性を強調し、意見が分かれた。そこで最後に森喜朗幹事長が、「不良債権が日本経済を活性化させるための障害になつていることを十分踏まえて取りまとめたい」とその場をまとめたという。続いて開かれた政調正副会長らの協議でも、「景気回復に向けて不良債権問題を克服する努力をしなければならない」との意見が出た⁽²²⁾。加藤は二三日にも、「どういう手を政治

や行政が打つかになつてゐる。浮かび上がつてくる問題を恐れて先送りしていいものでない」と述べ、公的資金の投入に前向きな姿勢を示している。⁽²³⁾

三四日には社会党の久保亘書記長が、金融機関の不良債権処理に向けた公的資金の導入について、経営者の自己責任原則の明確化や金融機関の情報開示、国会での「不良債権に関する調査特別委員会」（仮称）の新設などを条件に、前向きの考えを示した⁽²⁴⁾。二八日には村山富市首相も、財界人と懇談した際に、金融機関の不良債権処理のための公的資金導入について、「反対意見もあり、難しい面もあるが、前向きに検討したい」と語っている。⁽²⁵⁾

もっとも、二一日に発生した全日空機乗っ取り事件で逮捕された銀行員に月額八〇万円の休職手当⁽²⁶⁾が支給されていたことが発覚したため、「高給の銀行なぜ公的資金」という声も上がつた。二六日には野中自治相が党本部での講演で、「私より待遇がいい」と皮肉り、「財産を差し出してなお足りないというのでなければ国民は理解できない」、「公的資金など、自らの責任を取つてからだ」と発言している。⁽²⁷⁾

しかしながら、公的資金投入の動きは止まらなかつた。六月二七日には政府が経済対策をまとめた。そのとりまとめの際には、自民党や経済界が不良債権処理のための公的資金の投入を強く要望し、その結果、金融制度調査会に設ける「金融システム安定化委員会」で公的資金の導入を「直ちに検討する」ことが盛り込まれた⁽²⁸⁾。同二七日には、与党三黨の政調・政審会長が協議し、連立政権の当面の重点政策となる「新三党合意」に、金融機関の不良債権処理のための公的資金の導入を盛り込む方針を固めた⁽²⁹⁾。三〇日に「新三党合意」はまとめられ、経営情報開示、経営・監督責任の明確化、企業の自助努力を前提に、日銀特融などの公的資金の導入も含めた具体策について、秋の臨時国会での実現をめどに検討を急ぐことが明記された⁽³⁰⁾。一方、二七日には野党第一党の新進党が、経済構造の転換策を柱とする中期政策の原案をまとめている。そこでは金融機関の不良債権処理に関して、大手銀行も含めた

経営責任の追及などを条件に、公的資金投入の方針が明記された。⁽³⁰⁾ この時期に与党三党と新進党が政策の基本方針を打ち出したのは、七月二三日の参議院選挙を見込んでのことであった。つまり両陣営とも、公的資金の投入を打ち出して選挙を戦おうとしていたのである。

もつとも、ここで公的資金は一般財源を指していたわけではなかった。参議院選挙の直前に朝日新聞社が行つた政策担当者へのインタビューによると、与党三党、新進党とともに、公的資金の中身について、日本銀行の出資や特別融資、預金保険機構の活用では一致していた。しかし一般財源の使用については、自民党の越智通雄金融問題調査会長が、「党内や与党の議論にまちたい」としている以外は、どの党も否定的な回答を寄せている。⁽³¹⁾ やはり国民世論を考えると、政治家は不良債権処理に税金を使いたくはなかつたのであろう。けれども、経団連の提言が指摘しているように、日銀特融や財政投融資では限界があつた。そのため、政治家はそのことをそもそも認識していなかつたのか、もしくは世論の反対を恐れてそのことを言い出せなかつたのか、いずれであつたのかという疑問が生じる。前者であれば、政治家はいまだに金融問題の本質を十分に理解できていなかつたことになる。後者であれば、政治家は世論の反対によって一般財源の投入に踏み切れなかつたということになる。

もつとも政治家は、いまだに土地の買い上げ機構の設立には熱心で、その買い上げの資金には一般財源の投入が考えられていた。先のインタビューでは、新進党総合調整担当の西岡武夫が、「国が一般財源を利用して、流動化しない土地を国有地として買い上げるのは、長期的にみて悪いことではない」と、社会党政策審議会長の関山信行が、「地方の土地開発公社などが土地を買い上げる際、国が財政面などで工夫する余地がありそう」と、さきがけ政策調査会長の菅直人が、「土地の買い上げ機構を新たに設立する。買い上げの資金は、『村山ボンド』と名づけた、10兆円規模の国債を発行する」と、それぞれ答えている。⁽³²⁾ このことからして政治家は、一般財源の使用それ自体を

嫌つたというよりは、あからさまな銀行救済と有権者に認識される形での一般財源の投入には慎重であったということがわかる。

しかも政治家たちは、担保不動産の流動化に熱心だった反面、金融機関がこれからも経営破綻する可能性があるため、それに備えて破綻処理策を整備する必要があり、またその処理に際して公的資金を投入する必要があるとう点にはほとんど言及していない。このことからして政治家は、いまだ金融問題の深刻さと、それにはどう対処すべきなのかということを十分に理解してはいなかつたと考えられる。

これ以降も村山首相は、公的資金の投入に積極的な発言を繰り返した。七月一六日には金融機関の不良債権処理問題について、「金融の安定は景気にたいへん大きな影響がある。自己責任を明確にし、ディスクロージャー（企業情報の公開）を徹底したうえで、なおかつ必要ならば公的な立場で考えて処理せざるをえない」と述べている⁽³³⁾。また、八月二十四日にも財界人との会合で、「金融不安を払しょくするため前向きに考えなければならない。金融機関への援助ではなく、預金者保護という意味で（公的資金の、引用者注）導入はやむを得ない」と述べている⁽³⁴⁾。

一方、一九九五年九月に実施された自民党総裁選挙に立候補していた橋本龍太郎は、選挙戦に際して、金融機関出資の債権買い取り機構に公的資金を導入することを政策として掲げた⁽³⁵⁾。九月一四日には『日本経済新聞』の取材に応じ、金融機関の「不良資産のうち回収可能なものを、買い取り機構や組合に集めることを検討すべき」であり、その際には「銀行や生保に出資してもらわなければならぬが、資金が不足なら、国が支出することがあつても仕方がない」と語っている⁽³⁶⁾。一八日には街頭演説で、「（経営難に陥っている）中小金融機関の支援をやらなければならぬ」、「民間から十分な支援を受けられなければならぬ」などと発言している⁽³⁷⁾。

こうした動きに対しても大蔵省はどう対応したのか。順次、見ていくことにしよう。

四月一四日に政府は、緊急円高・経済対策を発表した。その経済対策には、「赤字国債の容認」という項目と「金融機関の不良債権は従来の発想にとらわれることなくおおむね五年間で積極的に処理を進める」という文言が盛り込まれていた。これは公的資金投入のために大蔵省が打った布石であったという。⁽³⁸⁾ 六月五日には篠沢恭助事務次官が、不良債権処理に公的資金を導入することについて、「右から左へ（公的資金が）安易に出ていく段階ではない」、「極めて慎重な検討が必要だ」と述べている。⁽³⁹⁾ しかし、八日に大蔵省は、「金融システムの機能回復について」という金融行政指針を公表する。この文書は、ペイオフの五年間凍結を打ち出すとともに、金融機関の不良債権処理について、「公的な関与のあり方も含めた多角的な視点から広く議論が行われ、本問題に対する理解が深まる」と期待する⁽⁴⁰⁾ことを語っている。⁽⁴¹⁾ これについては大蔵省幹部が、「公的資金も含めた議論の端緒」と語っている。また、この指針の公表前後に、大蔵省幹部がある政治家に対して、大蔵省は「マスコミが報じているほど、公的資金に慎重なわけではありません」と語った⁽⁴²⁾といふ。

これ以後大蔵省は、自らは公的資金の投入には慎重なのだが、公的資金について議論がなされることは歓迎するという姿勢をとり続けた。実は六月八日に発表された「金融システムの機能回復について」の原案には、「財政資金による対応も検討されるべきだ」との表現が含まれていた。だが大蔵省は、積極姿勢を示すのは「まだ早い」と判断し、この部分を削除した⁽⁴³⁾といふ。九日には西村銀行局長が日本経済新聞社の取材に応じ、経営が悪化した金融機関に公的資金を導入することについて、「公的資金の導入に慎重な世論もある。解決手段として（財政資金のようない）狭い意味での公的資金を導入するかどうかの議論が十分尽くされてはいない」と述べ、即時実施は困難との認識を表明した。ただ、「議論にタブーを設けるつもりはない」とも述べ、公的資金の導入をめぐる論議自体には前向きに取り組む姿勢を示している。⁽⁴⁴⁾ さらに、一五日には篠沢が記者会見の場で、住専などの救済策に関連して

「公的資金の問題が最近新聞に出てきているのは、われわれとしてもウエルカムだ」と述べ、公的資金を使って不良債権を処理することの是非について論議が起きることは歓迎するとの姿勢を強調している。⁽⁴⁵⁾

六月二七日に政府は追加景気対策をまとめた。このとりまとめの際に産業界と自民党は、不良債権処理のために公的資金を導入することを強く求めた。しかし大蔵省は、「国民的合意が前提」として、対策に盛り込むことには慎重だった。結局、金融制度調査会の下部組織で検討するということで大蔵省が折れた。金融機関の破綻処理のための公的資金導入については、金融制度調査会に設ける「金融システム安定化委員会」で直ちに検討するとの文言が入れられ、七月四日に初会合を開くこととなつた。⁽⁴⁶⁾これを受け武村蔵相は、公的資金の導入について、「そういう（公的資金の）議論は内部で検討していきたい。決断するときは決断する」と語り、前向きな姿勢を示している。⁽⁴⁷⁾三〇日には与党が「新三党合意」を決定し、その中で不良債権処理のための公的資金導入に前向きに取り組むことを明記したのだが、この際、大蔵省はこれを歓迎しているとの報道がなされている。⁽⁴⁸⁾

この大蔵省の対応はどのように説明できるのであろうか。『朝日新聞』は次のように解説している。すなわち、連立与党が「新三党合意」で公的資金導入の検討を表明したこと、「大蔵省がひそかに練っている導入のシナリオを、政治家が後押しする形になっている」。「公的資金の導入に向けた大蔵省のシナリオとして、金融界で『通説』になつてゐるのが、約六兆円の不良債権を抱えた住宅金融専門会社（住専）の抜本処理対策。住専に多額の貸付ををしている信用農業協同組合連合会や農協などは、処理となると大きな負担を背負うことになるから、公的資金で面倒をみよう、という筋書きだ。大蔵省幹部もこうした案を否定しない」。「今回の新三党合意などによる政治の後押しを受けて、大蔵省の幹部は『公的資金の導入について、委員会で積極的に議論してもらう』と語る。公的資金導入のシナリオの細部を詰めようというわけだ」。「大蔵省は、金融機関が抱える不良債権の状況から『公的

資金の導入は必至』と考えているが、それを公言することはタブー視していた。東京都内の二つの信用組合の処理を巡り、都の融資という公的支援に批判が集まつたためだ。『公的資金には国民のコンセンサスが必要』といつてきた。国民的議論が不十分なままに、政治の追い風が吹いて、こうした過去にほおかむりしようとしている⁽⁴⁹⁾』。

また『日経金融新聞』も、「大蔵省は早くから住宅金融専門会社などの処理に公的資金の導入が避けられないとの判断を固めている。ただ、公的資金には納税者からの反発が避けられないだけに、大蔵省からは持ち出したくない。このため政治側に必要論が盛り上がり、慎重な大蔵省を押し切つて公的資金の導入に踏み切るというのが、同省にとつては最善のシナリオだ』と解説している⁽⁵⁰⁾。

これらの解説と、これまでの大蔵省の動きを考え合わせると、大蔵省の考えは次のようなものだつたと考えられる。すなわち大蔵省は、実質的に破綻している金融機関をこれ以上延命させることはもはや不可能だと判断して、西村の銀行局長就任以降、こうした金融機関の破綻処理に着手した。そしてその最大の難関は住専であつた。住専には経営体力が極めて脆弱な農林系金融機関が多額の貸し付けを行つていたため、住専を抜本的に処理し、貸し手金融機関にも負担を負わせるならば、農林系統に公的資金を投入しなければならず、また貸し手金融機関ですべての損失を負担できない場合、住専の受け皿機関にも公的資金を投入しなければならないと考えられた。いずれにせよ住専については、もはや公的資金の投入なくしては解決が不可能なことは明らかであり、大蔵省は少なくともこの時点では、公的資金を投入せざるを得ないことは認識していたのである。しかし、公的資金が投入されると大蔵省の行政責任が追及されることも認識していたため、公的資金の投入を言い出すことができなかつた。

ところがこの時点で、政治家や経済界が公的資金の導入を議論し始めた。そこで大蔵省は、自らは消極的な態度をとりながらも、政治家主導で公的資金論議が進められることに期待を寄せたのである。ここで大蔵省は、銀行の

経営者と同様の戦略をとった。すなわち、できる限り大蔵省に対し非難が向かわないようにするため、大蔵省の主導により公的資金が投入されることは思われないようにしなければならなかつた。そこで自らは公的資金の投入に消極的な姿勢を見せながらも、政治家や経済界の意向に従う形で、やむを得ず公的資金を投入するという形をとろうとしたのである。政治家の主導により公的資金の投入が決められれば、その過程で確かに大蔵省の監督責任がある程度は追及されるであろうけれども、公的資金の投入を非難すれば、その非難はそれを決断した政治家に跳ね返つてくる。つまり、政治家が主導する形で公的資金が投入されれば、政治家は公的資金の投入をそれほど激しく非難できず、その結果、自らの責任もあまり追及されなくなるだろうと大蔵省は考えた。それゆえ大蔵省は、自らは公的資金の投入に消極的な姿勢をとりながら、政治家に公的資金投入を決断させようとした。よって大蔵省にとっては、公的資金の導入が論議されることについては「ウエルカム」だったのである。

もっとも大蔵省は、あらゆる金融機関の破綻に対応することが可能になるような抜本的な破綻処理策をつくろうとしたわけではなかつた。『日本経済新聞』七月二六日付朝刊は、金融システム安定化委員会で検討された内容からして、大蔵省は不良債権処理のための公的資金導入を住専の清算などに伴う農林系金融機関向けの損失処理に絞る方向で、その場合、一般会計から資金を導入する可能性が高いと報じている。一方、民間金融機関が破綻した場合は、住専処理に伴うか、それ以外の要因によるかを問わず、一般会計からは資金を投入せず、原則として日本銀行が特別融資か出資を行うことで支援する考えだとも報じている。⁽⁵¹⁾

大蔵省が、公的資金の投入を住専処理に伴う農林系金融機関の救済に限定しようとしたのは、やはり政治家の反応を考えたためだと推察できる。農林系金融機関を救済するための公的資金の投入なら、農協票に多くを依存する政治家からの支持が得られやすい。この時期、政治家が公的資金投入に積極的になつた一因としては、住専を処理

した際の農林系統の救済を見越してのことだったとも考えられる。しかしながら、一般的の金融機関に対して公的資金を投入するとなれば、いくらその決定が政治家主導でなされたとしても、やはり世論の反発を受けた政治家が、大蔵省の監督責任を追及してくる可能性があると考えたのであろう。そこで大蔵省は大きな賭けに打って出ることはできず、公的資金の投入を、それなしにはもはやどうにもならない住専処理に限定してしまつたのである。

こうした公的資金論議に対し、大手都銀は住専処理に際して公的資金は不要との立場をとっていた。ある大手銀行幹部は、「公的資金の導入となると経営陣の責任問題になるので公的資金は求めないほうがいい」と経営トップに進言した^{〔52〕}と打ち明けている。また『朝日新聞』は、銀行経営者の思惑について以下のように論じている。すなわち、公的資金の投入は、経営が極端に悪化した金融機関に限定すべきだというのが金融界の基本的立場で、住専問題でも公的資金は、その処理に伴つて経営危機に陥る中小金融機関などに向けるべきだというものであった。実際、全銀協会長の橋本徹富士銀行頭取は、金融制度調査会で始まつた公的資金導入の議論について、「破綻金融機関の処理に絞つて議論すべきだ」と発言している。これに関連して、ある都市銀行役員は、「景気のためと、無理やり公的資金を食べさせられてはかなわない」と語つており、「そこには、給与引き下げなど圧力や、行政の介入も招きかねない、危機感がのぞ」いていたという。「しかし、その金融界も、与党の一部や建設・不動産業界などで出始めた、公的資金で不良債権の主な原因になつてゐる遊休不動産を買い上げる構想には関心を示す。『土地が動けば、金融機関の不良債権問題も解決する。公的資金が金融界に直接は入らないから、世間の納得も得やすいはず』（都銀役員）との本音も漏れてくる」というのである。^{〔53〕}

つまり銀行経営者は、自らの経営責任を追及されることを恐れて、公的資金の投入を表立つては要請できないもの、経営責任を追及されない形であれば公的資金の投入が望ましいと考えていたのである。

その一方で農林系金融機関は、住専処理の際の公的資金投入については、それを拒否する姿勢を明確にしていた。農林系統は、住専の設立や運営の経緯からして、母体行がすべての処理負担⁽⁵⁴⁾を負うべきだと主張していた。農林系統の経営者も、公的資金の導入と引き換えに自らの経営責任が問われるのを避けようとしていたのである。

そして新聞も、不良債権処理のために公的資金を投入すべきだとする社説を掲載し始めた。例を挙げると、『日本経済新聞』六月五日付朝刊の社説の表題は、「不良債権の処理に公的資金の導入を」である。⁽⁵⁵⁾また『朝日新聞』七月二三日付朝刊の社説では、「事態がここまで悪化した以上、財政資金を使わずに危機を乗り切ることはむずかしい」とした上で、公的資金を使う条件について論じている。⁽⁵⁶⁾マスコミも、経営責任や監督責任を厳しく追及するという条件付きながらも、公的資金の投入を求め始めたのである。

このように一九九五年になると、金融機関が実際に破綻したことで不良債権問題の深刻さが明らかとなつたため、公的資金の投入がかなりの程度のコンセンサスを得るようになつていて、ここに及んで日本銀行はようやく、一般財源を含めた公的資金の投入を表立つて主張し始めた。三月一七日に松下康雄日本銀行総裁が講演で、経営が破綻した金融機関の処理にあたつては、日本銀行が出資の形であれ貸し出しの形であれ、処理スキームに参加することがあると明言した⁽⁵⁷⁾。六月二一日には記者会見で、金融機関の不良債権処理に関する公的資金導入問題について、「色々な角度から議論が深まることを期待している」と述べている⁽⁵⁸⁾。木津信組と兵庫銀行が破綻した八月三〇日には、松下は日本銀行の特別融資について、「金融システム安定のために資金が不足する場合は、日銀の資金を投入することもやむを得ない」との認識を示した。しかしながら、「一時的な資金ぐりをどうするか」という問題と破たん金融機関の損失をどう処理するかの問題は残る。(本来) 日銀は流動性の確保を第一義に考えるべきだ」として、破綻金融機関の損失の穴埋めなどに日本銀行の資金を使うのは慎重に考えるべきだとする考えも示唆した。その上

で、破綻金融機関の損失処理に関しては、「財政資金も含めた公的資金の導入や預金保険機構の機能見直しについて金融制度調査会で議論を進めるべきだ」と述べている。⁽⁵⁹⁾

この松下の発言の背後には、以下のような事情があつたのだという。すなわち、「金融機関の経営危機に対応した中央銀行の役割は、『一時的な資金ぐりの支援』（松下康雄日銀総裁）であるはずだ」。ところが一信組処理以降、「二五条を多用して、資金が塩漬けになる出資や収益支援にまで範囲が広がった」。「日銀の資金拠出額や拠出方法が広がっていくことに対し、日銀の資金を野放図に使うことは、『国会審議を経ずに公的資金を出すための便法というべきで、問題だ』との声が出始めた。また、日銀内部にも『金融の混乱を防ぐための一時的な資金供給の枠を超えれば、通貨価値の安定という日銀の使命達成のさまたげとなり、中央銀行としての健全性を損なう』との危機感がくすぶつてい⁽⁶⁰⁾」たというのである。

日本銀行は、これまで表立つては公的資金の投入を否定しながらも、大蔵省に対しては公的資金を投入し、金融機関の破綻処理を進めるよう要請してきた。大蔵省は西村銀行局長の就任以後、ようやく金融機関の破綻処理に着手した。その際に日本銀行は、日本銀行法二五条を発動し、破綻処理のために必要となる資金を拠出してきた。しかし、日本銀行の資金供給だけでは抜本的な対応としては限界があつたし、日本銀行が野放図に資金を供給し続けねば、中央銀行としての信認を失いかねない。そこで金融機関の破綻処理が行われ、不良債権問題の深刻さが明らかとなり、公的資金投入の議論がおおっぴらに行われるようになった、この時期になってようやく、表立つて公的資金の投入、とりわけ財政資金の投入に関する議論がなされるべきとの態度を表明するようになつたと考えられる。さてこうした状況の中、九月二七日には金融制度調査会の金融システム安定化委員会が、審議経過の報告（中間報告）を行つた。同報告では、公的資金の投入について、以下のように論じている。すなわち、「金融機関の破綻

処理については、まず、金融機関の自助努力、最大限の保険料引き上げを含む預金保険の発動等金融システム内の最大限の対応により、破綻処理に対処しうるかどうかの検討が求められる。その上で、これらの措置が講じられた後にもなお、今後概ね五年程度の間において、金融機関は清算・消滅させるが預金者に破綻処理費用を直接分担させることを避ける必要のあるような場合には、「公的資金の時限的な導入も検討課題となろう」。「また、金融機関が破綻に陥る以前の段階にあっても、不良債権処理の遅れがわが国金融システム全体に著しい悪影響を及ぼすこととなる場合には、公的資金の導入も含めて早期に問題の解決を図ることが考えられるのではないかとの意見がある」。⁽⁶¹⁾これは、住専に大口融資を行っている農林系金融機関の救済を意識しての表現だと『朝日新聞』は解説している。⁽⁶²⁾また『日経金融新聞』も、この報告書の内容からして住専処理は、「不良債権を回収する受け皿機関を設けて、そこに公的資金を導入、農林系金融機関の幹部の責任を問わない形で金利延滞債権を処理する」方式が最有力案と考えられるとして、「第三者機関を通じて公的資金を間接的に導入するので、農林系など関連金融機関の経営幹部の責任を問わないのがミソ」と解説している。

この報告に対し、連立与党の金融・証券プロジェクトチームでは異論が噴出した。金融機関の不良債権問題に関する「大蔵省や経営者の責任が不明確だ」というのが主な理由で、公的資金の導入を検討課題とした点についても「安易過ぎる」との批判が相次いだという。⁽⁶³⁾また一〇月一六日の『日本経済新聞』によると、与野党を通じ幹部級には「公的資金を容認せざるを得ない」という空気が出ているものの、若手議員には「一般有権者の理解は得られない」という意見が根強かつたという。⁽⁶⁴⁾

しかしながら、一〇月四日に武村蔵相は、第二次補正予算案の国会提出にあたり衆参本会議で財政演説を行い、金融機関の不良債権問題について「公的資金の時限的な導入の検討を進める」と、これまでより踏み込んだ発言を

している⁽⁶⁵⁾。一三日には西村も衆議院予算委員会で、金融機関の経営破綻処理に対する公的資金のあり方について、「損失がある場合は主として財政資金で対応しなければならない。つなぎ資金あるいは流動性の問題に対応する場合は、日銀が対処するのが基本だと思う」と述べ、金融機関の損失処理に関しては一般会計からの資金導入が必要との認識を示した⁽⁶⁶⁾。

ところが大蔵省は、都道府県が監督責任を負う信用組合を除けば、公的資金の投入なくしてはもはや解決が不可能と考えられた住専にのみ公的資金を活用し、その他の金融機関に対しては公的資金を投入しないという立場をとり続けた。一〇月二一日の衆議院予算委員会で、新党さきがけの前原誠司議員が、「住専以外に一般的な金融機関の不良債権処理にも公的資金を導入する必要があるのではないか」と質問したのに対し、武村蔵相は、「今のところ、金融機関、とくに二十二行のような（大手金融）機関に公的資金を出す考えはない。預金保険機構の支援は拡充しなければならない」という考え方だが、総じて金融機関に税金のような公的資金を出さなくてはならない状況とは思つていいないと答えていた⁽⁶⁷⁾。

一二月一五日に大蔵省は、金融システム安定化委員会に対し、財政資金の導入対象を信用組合と住専の処理に限定する方針を示した。さらに、設立を予定している日本版RTC（一九九六年九月に整理回収銀行という名称で設置される）では、信用金庫や第二地方銀行の破綻処理を扱わない方針を明確にした。信用組合を特別扱いにするのは、経営基盤が弱いため、業界内で破綻処理費用を貯い切れない恐れがあると判断しているからだという。もっとも筆者は、もうひとつの理由として、信用組合の監督権限は大蔵省ではなく都道府県にあつたため、その破綻処理に財政資金を用いても大蔵省に対する責任追及はそれほど厳しいものにはならないと大蔵省が考えたからだと推測している。⁽⁶⁸⁾

一方、一〇月一二二日の衆議院予算委員会では、福井俊彦日本銀行副総裁が住専処理に關して、「金融機関の自己責任を大前提にしても、最終的な処理の過程で公的資金が使われることを排除できない」と述べた。また、福井は公的資金について、「日銀の特別融資も公的資金の一種だが、金融機関への流動性供給のためのものだ。損失の処理では狭い意味の公的資金である財政資金を使う可能性もある」と、一般会計からの資金拠出を念頭に置いていることを明らかにした。福井はさらに、「日本の金融システム問題は根深く、重い」として、金融機関の自己責任だけでは不良債権問題の解決が困難になつてゐるとの認識を示し、その上で、「日銀による（特融などの）信用供与は銀行券を裏付けにしており、日銀の資産が目減りすれば日本の通貨そのものの信認が崩れる」と、日本銀行の対応はあくまでつなぎ措置であることを強調している。⁽⁷⁰⁾ 日本銀行はここに至つてようやく、不良債権問題の解決には財政資金の投入が必要だという本心を公の場で明らかにしたのである。

さらに一一月二三二日になると、福井は記者会見の場で、不良債権の大量償却で自己資本が不足する銀行の優先株発行について、「市場発行が原則」とした上で、「（公的資金は）金融システム安定のための最終判断だ」、「（市場調達か公的資金かは）二者択一ではない。関係者で負担しきれない時に、國民にお願いする一つの方向に優先株引き受けはある」と語り、公的資金による引き受けも視野に入れていることを明らかにした。⁽⁷¹⁾ 公的資金投入が議論され、ある程度のコンセンサスが得られていると認識したために、日本銀行はこれまで秘密裏に大藏省に要請してきた抜本的対応策、すなわち金融機関の破綻処理のみならず金融機関の自己資本増強のためにも公的資金を投入するというアイデアを、ついに公の場で明らかにしたのである。

第一五節 住専処理

西村銀行局長は就任当初から、二信組に加え、コスモ信組、木津信組、そして兵庫銀行を早期に処理しなければならないと考えており、先述した通り、実際に破綻処理を進めていった。さらに西村は、住専処理も決意していた。その最初の布石は一九九五年三月に打たれた。系列ノンバンクが多額の不良債権を抱え、経営が悪化し、兵庫銀行とともに「F H₂O」と呼ばれていた大阪銀行、阪和銀行、福德銀行の三行が、系列ノンバンク一一社の整理・清算を発表したのである。従来は、不良債権の償却能力がないノンバンクの場合、設立母体となつて出資を行い、社長を派遣するなどしてきた親銀行が肩代わりする、母体行主義がとられてきた。ところがこのケースでは、親銀行は自身の債権を全額放棄し、残る損失は融資残高に応じて貸し手の銀行が負担するという、母体行主義と貸し手責任の中間の「修正母体行方式」が適用された。この新方式の採用には、関西三行が、もはや母体責任をとる体力をなくしていたという理由だけではなく、住専の破綻処理を修正母体行方式で行うために大蔵省が打った布石という意味もあり、実際に大蔵省と日本銀行が深く関与していたという。そのため、母体行主義での住専処理を主張する農林中央金庫は、農林系の債権が比較的少なく、しかも母体行や他行による債務保証でカバーされ、実害がほとんどなかつたにもかかわらず、三行に対してこの処理への異議を文書で申し立てている。⁽⁷²⁾

大蔵省は六月八日に、「金融システムの機能回復について」を発表した。そこでは住専について、「必要に応じ再建計画の抜本的見直しを含む適切な措置が講じられるよう、支援先及び支援金融機関の間での真剣な議論及び対応を促す」と記されていた。これは、「二年前の再建計画をご破算にすると読めた」。⁽⁷³⁾ 大蔵省は七月に、住専への立ち入り調査を八月から行うこと決め、母体行からの聞き取り調査を始めた。

九月二七日には金融制度調査会の金融システム安定化委員会が、審議経過を報告し、住専処理の道筋を示した。

その報告書には、「経営にあたっている住専自身及び母体行が主体的役割を果たし、今後の基本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である。この過程で、農協系統金融機関や一般金融機関とも、処理方策につき協議を行うことが必要であり、その際、経緯等を踏まえ、当事者それぞれの責任を自覚しつつ、出来る限りの歩みよりの努力が行われることが要請される」と記された。この表現は、母体行の責任を重視する立場を明確にしたものと考えられている。また、「行政当局は当事者間における議論を踏まえつつ、個別住専を超えた全体的枠組みの整備についての検討を並行して進め、適時に当事者間の合意形成を促進する必要がある」として、行政当局が住専七社を一括処理する方針を示唆している。さらに、「不良債権等の受け皿となり処理をすすめる機関を設けることにつき、早急に検討を進めることが望ましい」、「住専問題の早急な解決は、国内外から要請されているところであり、本年末までに、処理策が策定されるよう、すべての関係者が強い決意をもって取り組むことが必要である」という文言が記された。ここにおいて大蔵省は、住専の債権を回収する受け皿機関の設置を検討し、年内には処理方針を固めると表明したのである。⁽⁷⁴⁾

ところで九月二六日に、大和銀行はニューヨーク支店で巨額損失が発生していたことを明らかにしていた。そして大蔵省は、その事実を事前に大和銀行から報告されていたにもかかわらず、アメリカの金融監督当局に報告を怠つたため、また事件発覚後に、事件をいつ知ったのかについて虚偽の報告をしたため、アメリカ金融当局の怒りを買うことになった。⁽⁷⁵⁾ このことで、すでに揺らいでいた大蔵省の権威はさらに失墜することとなつた。

こうした状況の中で住専処理策は策定された。西村は、住専七社の一次損失七兆五〇〇億円（正確には七兆五〇〇億円）のうち、母体行には三兆五〇〇億円の債権を全額放棄させ、残りの損失を一般融資金融機関と農林系統とが三対二の割合で分担するという案を考えた。一九九三年二月の再建計画における金利減免額のうち、一

一般行と農林系の負担割合は六二対三八であり、三対二の割合はバランスがとれていると判断した。これだと農林系統の負担は一兆六〇〇〇億円になる。しかし西村は、農林中金の上層部が非公式に、一兆円が負担の上限と語つてゐると聞いていた。そこで一兆二四〇〇億円になる第三分類債権の処理を先送りし、一次損失を六兆二七〇〇億円に圧縮して、一般行が約一兆七〇〇〇億円、農林系統が一兆一〇〇〇億円（正確には一兆七〇〇億円）を損失負担するという案を編み出した。⁷⁶⁾

その上で、存続期間が一五年と決められた受け皿会社において将来発生する損失（二次損失）の半分は、財政資金で賄われることが決められた。ここで注意すべきなのは、本来一次損失に含まれるべき第三分類の貸出債権の処理を先送りしてまで、一次損失の処理には財政資金を投入しないことに固執する一方、一五年後に発生する二次損失の処理には財政資金を投入すると決めたことである。つまり大蔵省は、現時点では財政資金を投入せず、一五年後に財政資金を投入すると決めることで、自らの責任を曖昧にしようとしたのである。現時点で財政資金が投入されることが決まれば、大蔵省は非難され、監督責任が追及される。けれども一五年後という遠い将来に、いくらになるのかも曖昧な額の財政資金が投入されると決まつても、財政資金が投入されるという実感は乏しいため、大蔵省への非難はそれほど強くはならないと考えられるのである。⁷⁷⁾

しかし農水省は、この案を拒絶する。与党の農林族議員も、各都道府県の信用農業協同組合連合会（信連）が継続するような負担は絶対にのめないと反発した。次期衆議院選挙が初めての小選挙区比例代表並立制による選挙となるため、各候補者にとって「農協票」の重みは増していた。⁷⁸⁾農林系金融機関の中でも都道府県レベルの信連は、住専への最大の融資主体であり、なおかつ全国レベルの農林中金や市町村レベルの単位農協と比較して、選挙において最も強い影響力を持つと考えられていた。その「各信連が地元出身議員と結びついて政府・与党をつき上げ」

ていたのである。⁽⁷⁹⁾つまり、銀行局が組織防衛のため、現時点での財政資金の投入を回避し、業界内での決着を図ったのに対して、農林系金融機関が自らの負担を軽減するため、自民党的政治介入を求めたのである。

二月一〇日に山崎拓自民政調会長は、銀行局の案では農水省は納得しないと篠沢事務次官に伝えた。⁽⁸⁰⁾同じく一〇日前後には、加藤紘一ら与党的主要幹部が大蔵省の涌井洋治官房長を呼び、「西村案じゃ農協は飲まない。彼に任せていってはまともならない。ここは西村局長に任せずにとりまとめに動いて欲しい」と要請したという。涌井ら主計人脈に属する幹部たちは、五三〇〇億円が負担の上限だとする農水省の主張を受け入れ、農林系統の負担を五三〇〇億円とし、想定されていた額および住専七社の欠損金を加えた六八〇〇億円を財政資金で負担することを決めた。これを受け、受け皿機関への出資金五〇億円を加えた六八五〇億円を一般会計から拠出するとした予算案が、一二月一九日に閣議決定された。⁽⁸¹⁾

ところが実は、住専処理決着まであと数日と迫った一二月中旬には、銀行局はゼロ国債（国庫債務負担行為）で、農林系統が負担を拒否する部分を埋め合わせしようとしていたのだという。「ゼロ国債はとりあえず予算を措置しておいて、実際のカネの支払いは五年後、あるいは一〇年後に行うもので、将来の負担を想定した一種の先送り措置である」。⁽⁸²⁾つまり銀行局は、一五年後に二次損失負担に財政資金を投入すると決めたのと同様に、あくまで九六年度予算での財政資金投入を回避し、財政資金の投入を曖昧化しようとしていたのである。

それではなぜ主計人脈に属する幹部たち（篠沢、小村武主計局長、涌井ら）は、財政資金の投入に反対する銀行局の意向を無視して、また農水省の言い値を拒否することもなく、そのまま受け入れ、財政資金の投入を決めたのであろうか。⁽⁸³⁾おそらく彼らは、財政資金を投入しない場合と投入する場合とを比較考量した結果、むしろこの際、財政資金を投入した方が大蔵省の組織防衛にとって好ましい結果になると判断したため、財政

金融問題「先送り」の政治行政過程（四）

資金の投入を決定したと考えられる。一次損失負担に対し財政資金の投入を要請したのは、銀行局ではなく自民党的政治家であった。住専には自民党的支持基盤である農林系の金融機関が多額の融資を行つており、彼らが自民党的政治介入を求めたため、住専問題は自民党的認識するところとなつた。そのため、大蔵省が政治家を排除して住専問題を処理することが不可能となつたのである。しかも族議員だけではなく、加藤や山崎ら自民党的主要幹部も財政資金の投入に賛成していた。それゆえ、たとえ財政資金を投入したにせよ、自民党が大蔵省に対し、その責任を追及するとは考え難いことであった。逆に住専処理策がまとまらなかつた場合の方が、大蔵省への責任追及はより厳しいものになると考えられた。大蔵省はすでに住専処理の方針を表明しており、それは国際公約にもなつていた。それなのに、もし住専処理策の作成に失敗したならば、もはや大蔵省は金融行政を執り行う能力自体を失つてゐるということを世間に知らしめる結果となつたであろう。そうなれば大蔵省から金融部門を分離すべきという主張が説得力を持つことになると考えられる。つまり主計局は、自民党が住専問題を認識し、農林系金融機関の負担を軽減するために財政資金投入を求めていたという状況下において、財政資金を投入して住専処理を実施することと、財政資金の投入に反対して住専処理のとりまとめに失敗することとを比較考量した結果、やむを得ず前者を選択したのである。⁸⁴⁾一方、自民党的主要幹部との接触が乏しかつた銀行局は、財政資金の投入が大蔵省の責任問題を引き起こすと考へ、あくまで一次損失における財政資金の投入に抵抗し、財政資金をどうしても投入せざるを得ない場合には、実際の支出を先延ばしすることで、財政資金の投入を何とか曖昧化しようとしたのである。

要するに大蔵省主計局、銀行局とともに、組織防衛のため、政治家からできるだけ責任を追及されないよう、住専処理策をとりまとめようとしたのである。ただ、彼らの有する情報の違い、すなわち政治家との接触の頻度の違いが、その判断を分けたのである。

しかしながら主計局の判断は、結果的には誤りであった。世論やマスメディアの猛烈な反発に直面した自民党的政治家は、自らが財政資金投入への道筋をつけたにもかかわらず、大蔵省に責任を転嫁したのである。また、連立与党の一員であった社会党と新党さきがけも、大蔵省を批判し、大蔵省改革を主張した。⁽⁸⁵⁾ やはり金融部門に対する財政資金の投入は、大蔵省の責任問題を惹起し、財政と金融の分離を必然的に要請するものであった。住専処理策を契機として、大蔵省分割が政治的争点として浮上することとなつたのである。

しかもこの結果、不良債権処理や金融機関の破綻処理に対して公的資金を投入することについて、ある程度得られていたコンセンサスは雲散霧消してしまった。公的資金論議は完全にタブーとなってしまったのである。

日本経済新聞社編『金融迷走の10年』によると、住専処理策をめぐる「国会の混乱を見」て大蔵省は、「政治の側に『まだ金融システム問題は終わりではない』と伝える勇気を喪失していく」き、「むしろ、予算案の成立を願うあまり、政界実力者に大蔵官僚たちは『住専さえ処理すれば、金融は大丈夫です』との『偽情報』をばらまいた」という。⁽⁸⁶⁾

しかしながら、金融が大丈夫なわけはないことを大蔵官僚はよく知っていた。そのため、大蔵省内でも抜本的な金融対策を求める声はあった。住専国会で提出された預金保険法の一部改正案では、信用組合の破綻処理に限り、預金保険機構に赤字が出た場合、財政資金の投入が可能とされていた。そこで杉井孝銀行局審議官は、「信組の後に『等』とつけられませんか」と西村に提案した。「整理回収銀行の処理対象に銀行を加えて、財政資金の投入口を広げておくべきだ」と考えたからである。しかし西村は、「それは次のステップで」と押し返した。「バブルに踊った者を税金で救うのかと、住専処理法案が批判を浴びている最中。とても銀行にもと言える状況ではなかつた」からだという。⁽⁸⁷⁾ 杉井の「銀行の破たん処理にも公的資金の道筋をつけておかないと、後で大変なことになる」

という主張は退けられたのである。⁽⁸⁸⁾ またこの問題は、大蔵省と日本銀行との間でも話し合われた。しかし西村は、「銀行の倒産にも財政資金を投入することを明記したら金融関連法案が国会を通らない」と判断し、明記を見送ったのだという。⁽⁸⁹⁾

西村が杉井や日本銀行の提案を退けた理由としては、一九九六年二月に、大蔵省の機能の見直しと巨大な組織の分割・整理に向けて本格的な検討を行うためのプロジェクトチームが、与党内で設置されたということが挙げられる。プロジェクトチームで大蔵省の組織改革が議論されている時に、金融機関の経営問題が依然として危機的な状態にあると政治家に説明することは、金融行政の失敗を明らかにし、大蔵省から金融部門を分離するという主張に説得力を与えることになるからである。大蔵省は西村の銀行局長就任以後、金融機関の破綻処理を進めたものの、組織分割の危機に直面することになったため、政治家に対して金融問題は解決したという虚偽の説明を行い、再び先送り策へと回帰したのである。

第三章 分析——アクトーの認識と行動——

本章では、第二章の事例研究を踏まえた上で、各アクトーが金融問題をどう認識していたのか、そして何を考え、いかなる行動をとったのかを分析する。

第一節 大蔵省

一九九〇年代前半において、銀行および信用金庫を検査・監督する権限および金融行政の企画・立案を行う権限を有していたのは大蔵省である。それゆえ大蔵省には、バブル崩壊以後の金融機関の経営問題に対し、金融破綻処

理枠組みを整備し、公的資金の投入を政治家に求める責任があった。しかし大蔵省は、公的資金の投入に強硬に対し、新しい金融破綻処理枠組みをなかなかつくろうとはせず、救済合併方式のような「業界内の解決」に固執し続けた。

この大蔵省の「不作為」の原因は何なのであらうか。まず、大蔵省が金融機関の経営状態を正確に把握できていなかつたため、金融問題の深刻さを正確に認識できていなかつたのではないかということが考えられる。これは大蔵省の金融機関への検査がうまく機能していなかつたという見解である。金融機関の側が、自らの経営状態の悪化を隠蔽しようとした場合、大蔵省がどこまでその金融機関の経営状態を正確に把握することができたのかはよくわからない。また、後に刑事事件にまで発展するM・O・F担の過剰接待に見られるような銀行と官僚との癒着関係のために、金融機関への検査が甘いものとなり、経営悪化の実態が検査官から政策立案担当者には正確に伝わっていないかった可能性もある。とりわけ大蔵省が最後まで大手都市銀行による救済合併方式に固執した原因のひとつとしては、大手都市銀行の経営には余力があると思いつみ、近い将来において大手都市銀行までもが経営破綻の危機に追いやられることになるとはまったく想定できていなかつたことが挙げられよう。

さらに、検査自体は厳格に行われ、金融機関の経営内容について正確な情報をつかんでいたとしても、その検査の報告を受けた監督部門が、その報告を適切に評価できなかつた可能性もある。大蔵省では主計局主導で人事が行わされたため、金融問題が深刻化していた時期に、寺村信行のような「金融の素人」が銀行局長に就いていたという問題もあつた。寺村の素人ぶりについては、ある大手銀行首脳の次のような証言がある。「吉田さんが兵庫銀行に行くことが決まった直後、寺村さんに会つた。彼は『兵銀の過去三年間の業務純益を平均して試算すると一〇年で再建できる』と胸を張つていた。私は過去の業績を前提に数字をいじつても思いどおりにはいかないものだと言つ

たのだが、『何を言うか』というような顔をしていた⁽⁹⁰⁾。

しかしながら第一章の論述から明らかのように、大蔵省は大手金融機関が軒並み破綻するような事態は想定できていなかつたであるうけれども、少なくとも一部の中小金融機関の経営が極度に悪化し、これを救済合併するような金融機関がないこと、それゆえ従来の救済合併方式に替わる新しい破綻処理枠組みと、預金者および善意の借り手を保護する仕組みが必要だということは当然認識していたはずである。そしてそのためには公的資金の投入が不可欠であった。

けれども、大蔵省は公的資金の投入に反対し続けた。大蔵省は、将来の土地の値上がりに期待をかけ、救済合併方式に替わる金融破綻処理枠組みを作らず、健全な金融機関の経営体力を損なうことで金融システムの安定性を損なうことになる「業界内での解決」に固執し続けたのである。

大蔵省が公的資金の投入に対して強硬に反対した理由は、組織防衛にあつたと考えられる。金融機関の経営状態が極度に悪化していることが明らかになり、公的資金の投入が国会で審議されることになれば、大蔵省は金融監督の責任を追及されることになる。

しかも池尾和人によると、他の国の金融当局に比べ、大蔵省は金融機関の経営問題について行政責任をより追及されやすい立場にあつた。「俗に『箸の上げ下ろし』にまでと言われるような詳細にわたる干渉を公的当局が銀行経営に対して行つてきた」ため、「銀行が経営破綻状態にあることを明確にすると『行政責任』を問われかねないという懸念を、公的当局の側に生じさせることになった」からである。池尾は、そのために「公的当局が破綻銀行の処理を実行するタイミングを遅らせるような偏りをもたらすことになった」と論じている⁽⁹²⁾。

その上、大蔵省は財政部門を本務とし、金融部門を付随的な職務と位置付けていた。その組織構造のゆえに、金

融行政における失敗が発覚すれば、金融部門を大蔵省から分離することが要請されるのは必然であった。実際に証券不祥事が発覚した際には、証券取引監視部門が分離されそうになつた。大蔵省にとって、金融機関は重要な天下り先であり、金融部門における権限を失うことは、天下り先を失うことを意味した。それゆえ大蔵省は、組織防衛のため政治家に対して金融問題を隠蔽しなければならなかつた。よつて大蔵省は、公的資金の投入を含めた新たな金融破綻処理枠組みが必要であるとは言えず、将来の地価の値上がりによって不良債権問題が解決されることに期待をかけて、金融問題を隠蔽し、業界内で解決を図る救済合併方式に固執し続けたのである。しかし、大手銀行にももはや余力はなく、業界内での解決は不可能になつていた。結果として大蔵省は、実質的に破綻している金融機関を破綻させられず、強引に延命させざるを得なかつた。

しかしながら、将来においても一貫して金融問題に責任を負うと考えられた大蔵省としては、地価の値上がりが完全に見込めなくなつた時点において、先送り政策をとり続けるよりも、むしろ金融危機が深刻化する前に金融問題を迅速に処理した方が、組織利益には適つていたと考えられる。金融問題が長期化・深刻化すればするほど、監督官庁としての大蔵省の責任は、より一層重大なものとなるからである。川北隆雄も、「当面の金融破綻を避け、危機を先送りし続けることは、大蔵省、あるいは大蔵官僚にとって、それほど積極的な動機づけにはならない。それだけなら、デメリットを回避するだけであり、メリットが得られるわけではないからだ。しかも、当面のデメリットは回避されるものの、将来はさらに大きなデメリットが発生することが予想されるのだ」と論じている。⁹³⁾それゆえ大蔵省は、地価の値上がりがまったく見込めず、先送り策が限界に達し、むしろ将来において、より大きな問題を生じさせることを理解した時点で、金融問題の解決に乗り出すはずである。

その転機が一九九四年六月の西村吉正の銀行局長就任である。財政金融研究所長時代に金融システム安定化策の

実施を求めるレポートを刊行していた西村を銀行局長に就任させるという人事は、大蔵省がもはやこれ以上の先送り是不可能であると判断し、金融問題に本腰を入れて取り組み始めたことを意味した。そして実際に西村は、財政資金を投入する必要がないものに限られてはいたものの、実質的に破綻していた金融機関の破綻処理を果斷に進めた。

ところが大蔵省は、あくまで組織防衛を最優先としていた。そのため西村は住専処理にあたり、一五年後に発生する二次損失に公的資金を投入することを決めたものの、あくまで一次損失に対しては公的資金の投入を回避しようとした。一五年後に公的資金が投入されると決められても、現時点では実感に乏しく、大蔵省への批判はそれほど強くはならないと考えたからである。しかし、農林系金融機関と農林族議員の圧力で、農林系金融機関の負担額は五三〇〇億円に削られ、一次損失に財政資金が投入されることになった。その結果、予想通り大蔵省への批判は高まり、大蔵省から金融部門を分離することが議論されるようになった。

大蔵省は組織防衛を最優先と考えていた。したがって、金融機関の破綻処理に乗り出すことで金融問題の実態が明らかとなり、大蔵省の監督責任が追及され、組織分割の議論が具具体化すると、金融機関の経営問題の深刻さを徹底的に明らかにし、抜本的な対応策を実施することを躊躇せざるを得なくなつた。大蔵省への非難を高め、組織が分割される事態を招くよりは、むしろその時点でどうしてもどらなければならぬ措置（信用組合の破綻処理枠組みの整備と住専処理）のみを限定的に行い、先送りできるもの（他の金融機関の破綻処理枠組みの整備）は先送りすることで、大蔵省への批判をかわし、組織分割を免れようとを考えたのである。そのため大蔵省は、政治家に対して、住専処理で不良債権問題は解決したという虚偽の説明を行い、再び先送り策をとるようになつたのである。

第二節 銀行経営者

銀行経営者が、自行および金融界全体の不良債権問題の深刻さをどこまで正確に認識できていたのかについても議論がある。経営陣には正確な情報が伝わっていなかつた可能性もあり、例えば宮沢の公的資金投入発言に強硬に反発した富士銀行相談役の松沢などは、不良債権問題の深刻さを正確に認識してはいなかつたと思われる。

しかし第二章で見たように、一九九一年に大蔵省から金融安定に必要な対策を提示するよう求められた三菱、興銀、住友信託の常務たちは、いずれも公的資金を投入する案を提示している。また、新聞記事に匿名で登場する「銀行幹部」たちも、公的資金の投入が必要だと述べている。そのことからして現役の銀行経営陣は、不良債権問題の深刻さと公的資金投入の必要性を認識していたと考えられる。

しかしながら銀行経営者たちは、表立つては公的資金が必要だとは決して言わなかつた。その理由は、「銀行救済」のために公的資金が投入されれば、自らの経営責任が追及されると考えたからである。多くの金融機関の経営者はサラリーマンであり、自らの任期さえ勤め上げれば、高額の報酬と退職金を手にすることができる。そのため、公的資金を受け取つて自行の経営が再建される替わりに、自らが経営責任をとらされるのと、不良債権処理を先送りし経営悪化を隠蔽しながら、自らの任期を大過なく勤め上げるのと、どちらを選択するのかといえば、当然後者を選択するであろう。しかも金融機関は信用が第一の商売であり、自ら経営の悪化を認めるわけにはいかない。それゆえ金融機関の経営者は、不良債権の処理を先送りして、経営悪化の実態を隠蔽し、なおかつ公的資金の投入を表立つては要請できなかつたのである。

けれども、経営責任が問わることなしに公的資金が投入されるとなれば話は別である。そのため、自らは表立つては公的資金は必要ないとの立場をとり続けたものの、その一方で、政治家や産業界の主導により、経営責任

が追及されることなしに公的資金が投入されることを彼らは期待していた。匿名の銀行幹部が公的資金の必要性を新聞紙上で唱えていたのは、経営責任を問われない形での（つまり他者のイニシアティヴによって）公的資金の投入を実現するためにとった戦略的な対応であった。また、銀行救済ではなく土地流動化という名目で公的資金が投入されれば、経営責任を追及されることはないと考え、そうした案には表立って期待感を表明した。

しかし金融機関自らが、自行の経営悪化の実態や不良債権問題の深刻さを隠蔽していたがゆえに、金融問題が深刻なものであり公的資金の投入が必要だという認識は、政治家や一般国民にはなかなか浸透しなかつたのである。

第三節 政治家

不良債権処理のために税金を用いるという政策は、世論の反発を招くため、再選を最優先とする政治家にとっては実施したくない政策である。そのため、先送りが可能であると考えるならば、できる限り先送り策をとることを望むであろう。

しかしながら、長期的に与党であり続けると自ら考えている政党の政治家にとって、さらには長期的に与党でありたいと希望する政党の政治家にとっても、これ以上の先送りが不可能であり、公的資金を投入しなければ金融危機が発生するということをはつきりと理解した場合には、一時的に世論の批判を受けようとも、公的資金を投入せざるを得なくなる。現実に金融危機が発生してしまって、結局は公的資金を投入せざるを得なくなるし、その上、金融危機を未然に防げなかつた責任も追及されるため、金融危機発生以前に公的資金を投入する場合よりも、より多くの非難を受け、再選や政権の維持がより困難になると考えられるからである。

そこで与党の政治家が金融危機を未然に防ぐために公的資金を投入することを決断した場合、彼らは世論の非難

をできる限り回避しようとして、様々な弁明を行うと考えられる。とりわけ公的資金の投入が決して乱脈経営を行つた金融機関の経営者を救済するものではなく、善意の預金者と借り手を保護し、経済システムの根幹である金融システムの安定を維持するためのやむを得ぬ手段であることを強調するであろう。

しかしながら一九九〇年代前半においては、政治家は一貫して、金融機関の自助努力が不足していることを強調し、公的資金投入のために越えなければならない、世論の反対というハードルを高くし続けた。二信組処理において自民党は、「武村つぶし」と「新進党攻撃」、さらには「大蔵省への怨念」から、二信組処理の不透明性と不手際を強調し、これを攻撃した。二信組処理が政治問題化し、金融機関の破綻処理に対する一般の人々の疑惑を増幅させた結果、住専処理に対する世論の激しい反発を招いたとすれば、自民党は短期的な利益追求のために、将来において、自らを苦境に追い込んでしまったと考えられる。これはつまり自民党的政治家が、不良債権問題は深刻で、今後も金融機関の破綻処理を行う必要があり、しかも公的資金の投入も視野に入れなければならないということを理解していなかつたことによる。

もともと自民党はしたたかで、自らが農林系金融機関の負担を軽減するために住専処理の一次損失に公的資金を投入することを求めたのにもかかわらず、世論の批判が激化すると、すべての責任を大蔵省に転嫁してしまったのである。日本においては、その実態はともかくとして、一般に官僚が政策を決定しているというイメージが強く、しかも金融行政においては、実際に政治家はそのほとんどを大蔵省に委任していたのであるから、大蔵省に責任を転嫁することは比較的容易であった。

しかしながら、金融問題がまだまだ深刻なものであつたのに、世論の非難をかわすという短期的な利益のために大蔵省をスケープゴートにしたことは、長期的に見れば誤った策であつたと言えよう。大蔵省は組織防衛のために

金融問題を隠蔽し、再び先送り策をとるようになつたからである。

さらに、二信組処理以前における政治家の公的資金投入案は、土地の買い取り機関を設置し、そこに公的資金を投入するというものにとどまつておらず、金融機関の破綻処理枠組みを整備し、その処理に際して必要となる公的資金を投入するという主張は、政治家からはほとんどなされていなかつた。このことからも、実質的に破綻している金融機関が現にあり、そうした金融機関は早期に処理する必要があること、またその際には、善意の預金者や借り手を保護して金融システムを守る必要があることを、政治家が認識してはいなかつたことがわかる。政治家は金融問題の深刻さや、その問題の本質を十分に理解してはいなかつたのである。

従来、政治家は、その専門性の高さゆえに、金融行政のほとんどを大蔵省に委任していた。その一方で、銀行業界は、政治家の「食い物」にされるリスクを回避するため、個々の政治家と特別な関係を持つことをできるだけ避けている。そのため、政治家の金融についての知識や、その情報を収集する能力および意欲は乏しいものであつた。さらにこの時期、大蔵省は自らの監督責任が追及されることを恐れて、金融機関の経営者は自らの経営責任が追及されることを恐れて、とともに金融機関の経営悪化の実態や不良債権問題の深刻さを隠蔽していた。つまり、大蔵省と民間金融機関がともに金融問題の深刻さを隠蔽し続けたために、政治家は金融問題の深刻さを認識できなかつたのである。

なお本稿は、政治家が金融問題の深刻さについて正確な認識を持つていなかつたことを強調してきた。しかし宮沢のみが、金融問題の深刻さについて最も早い時期にかなり正確に認識していたと言われており、しかもそれへの抜本的な対応策を打ち出せる立場にあつた。そこで宮沢の行動について、少し説明をしておこう。

宮沢は、一九九二年に公的資金の投入を示唆する発言を行つたことについて、以下のように回想している。すな

わち、「私は92年に不良債権問題に気づいたが、皆が反対すればできない」、「最も反対したのは大蔵省銀行局だった。不動産価格は回復するのであり、とんでもないことを言つては困る、と。銀行業界も反発し、産業界も『銀行救済なんて』と反対した。政治の側はこの問題が大変なことになるという認識がなかつた。実態を知る官僚機構は火消しに回り、経済界も動かない。そういう仕組みの中では何もできない」というのである。

しかし宮沢は、不良債権処理のための公的資金投入には反対が強いということがわかつていただからこそ、軽井沢から東京に引き返し、東京証券取引所を緊急閉鎖するという非常手段に訴えようとしていたはずである。つまり、たとえ大蔵省や経済界が反発しても、首相自身が非常手段をとることで思い切つた策を実施することができると考えていたはずである。しかしながら実際には、大蔵省の説得を聞き入れ、非常手段に訴えることをやめてしまった。ゆえに、ここで問題とされるのは、日本社会の仕組みというよりは、宮沢個人のパーソナリティであろう。

しかも金融問題の重大さを認識していたとはいえ、宮沢は金融機関の経営状態を詳細に熟知した上で、その深刻さを認識したのではなく、株価の下落を見て、金融機関の経営問題と公的資金投入の必要性を認識したのだという。それゆえ、株価PKOや財政刺激策などで株価が上昇した時点で、公的資金投入の必要性は低下したと考えた可能性がある。実際に、一九九三年二月五日の衆議院予算委員会で宮沢は、住専に巨額の融資をしていた都道府県の信連に公的資金を導入すべきではないかとの質問に対し、「かなり厳しい自己責任になることは避けられないが、国民の皆さんに迷惑をかけることはないと思う」と、公的資金の投入を否定する発言を行つている。⁽⁹⁵⁾

要するに、宮沢自身が金融機関の経営問題に対し、かなりの認識を持つていたことは確かではあるものの、事实上経営が破綻してしまっている金融機関があり、それを早期に処理する必要があること、そしてそのためには破綻処理枠組みの整備と公的資金の投入が必要だということを、どこまで明確に理解していたのかについては、疑問が

残るのである。

第四節 産業界

産業界は金融機関に公的資金が投入されることを快くは思わない。普通の企業の経営が悪化しても、政府が公的資金を投入して支援するとは考えがたく、「なぜ銀行ばかりが救われるのか」と不快感を持つ。

しかも銀行は通常、経営難に陥った融資先の企業に対しては、人員を派遣し、リストラを強要する。それに対し銀行は、職員の給与は高く、都心に大規模店を多数構えたままである。公的資金を投入する前に、銀行もリストラを行うべきだと主張するのは当然である。

しかしながら、金融機関の経営問題がマクロ経済の停滞を引き起こしていると認識すれば、産業界も態度を変えるを得ない。マクロ経済の悪化は個別企業の経営にも悪影響を及ぼす。また、金融機関が不良債権を抱えているために、新規融資を控え「貸し渋り」を行えば、害を被るのは融資先の企業である。それゆえ企業の経営者は、金融システムの安定は銀行経営者のみならず、自らにとっても必要だと知っている。一方、それに比べて、先に述べた公的資金の投入に反対する根拠は、感情的なものに過ぎない。

よって産業界は、不良債権問題が「貸し渋り」やマクロ経済の悪化をもたらしていると認識した時点で、感情的には反発しつつも、公的資金の投入を求めるようになると考えられる。

そこで実際の過程を見ると、一九九二年の時点では、産業界は不良債権問題の深刻さを十分に認識してはおらず、不良債権処理のための公的資金の投入については、銀行救済策などして、感情的に反発した。しかしながら、九二年の段階で公的資金が投入されなかつた原因が、産業界の反対によるものだとは言えない。この時には、後に経済

界の反対で公的資金が投入できなかつたと語る加藤紘一をはじめとして、宮沢を除く政治家の大半が公的資金の投人に入反対していたからである。もちろん大蔵省も一貫して公的資金の投人に入反対していた。

一九九三年以降においては、産業界も不良債権問題の深刻さを認識し、公的資金の投人に賛意を示すようになる。しかし、公的資金は投入されなかつた。よつて、産業界が公的資金投人の決定に際してのキー・アクターであつたとは言えない。

もつとも産業界の提案する公的資金の投人案は、二信組処理以前においては、土地の買い取り機関の設置にとどまつていた。金融機関の破綻処理枠組みの整備を主張していなかつたことからして、政治家と同じく、金融問題の深刻さや金融問題の本質を十分には認識していなかつたと考えられる。

【付記】 本研究は、平成一五〇一七年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B） 研究課題「日本とアメリカの金融政策と労働政治の比較研究」 課題番号 一五七三〇〇七四）による研究成果の一部である。

- (1) 『日本経済新聞』一九九五年六月一三日付朝刊。
- (2) 『朝日新聞』一九九五年六月一五日付朝刊。
- (3) 『日本経済新聞』一九九五年六月一九日付朝刊。
- (4) 『朝日新聞』一九九五年六月一六日付朝刊。
- (5) 『日本経済新聞』一九九五年六月一六日付朝刊。
- (6) 『日本経済新聞』一九九五年六月三日付地方経済面。
- (7) 『朝日新聞』一九九五年六月五日付朝刊。

金融問題「先送り」の政治行政過程（四）

(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)			
『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月四日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月七日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月五日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年四月一四日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年三月二三日付。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付夕刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月六日付夕刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二十四日付朝刊。
『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月四日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二四日付夕刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付地方経済面。	『日本経済新聞』	一九九五年七月一日付。	『日本経済新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付朝刊。
『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月四日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『朝日新聞』	一九九五年七月六日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二四日付夕刊。	『日本経済新聞』	一九九五年六月二日付夕刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月一日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月二日付朝刊。	『日本経済新聞』	一九九五年七月二日付朝刊。
一九九五年六月八日付朝刊。	一九九五年七月一日付朝刊。	一九九五年七月一日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。	一九九五年七月二日付朝刊。											

- (31) 『朝日新聞』一九九五年七月二〇日付朝刊。
(32) 『朝日新聞』一九九五年七月二〇日付朝刊。
(33) 『朝日新聞』一九九五年七月一七日付朝刊。
(34) 『朝日新聞』一九九五年八月四日付夕刊。
(35) 『朝日新聞』一九九五年九月三日付朝刊。
(36) 『日本経済新聞』一九九五年九月一八日付夕刊。
(37) 『日本経済新聞』一九九五年九月一八日付朝刊。
(38) 『日本經濟新聞社編『金融迷走の10年——危機はなぜ防げなかつたのか』』日本經濟新聞社、二〇〇〇年、五〇一五
頁。
- (39) 『日本經濟新聞』一九九五年六月六日付朝刊。
(40) 日本經濟新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、五〇一五一、八五頁。
(41) 『日經金融新聞』一九九五年六月二八日付。
(42) 『日本經濟新聞』一九九五年六月二七日付朝刊。
(43) 『日經金融新聞』一九九五年六月九日付。
(44) 『日本經濟新聞』一九九五年六月一〇日付朝刊。
(45) 『朝日新聞』一九九五年六月一六日付朝刊。
(46) 『朝日新聞』一九九五年六月二七日付夕刊。
(47) 『朝日新聞』一九九五年六月二七日付夕刊。
(48) 『日本經濟新聞』一九九五年七月一日付朝刊。
(49) 『朝日新聞』一九九五年七月九日付。
(50) 『日本經濟新聞』一九九五年七月二六日付朝刊。
(51) 『朝日新聞』一九九五年七月一日付朝刊。

頁。

金融問題「先送り」の政治行政過程（四）

- (53) 『朝日新聞』一九九五年七月二二日付朝刊。
(54) 『朝日新聞』一九九五年七月一日付朝刊。
(55) 『日本経済新聞』一九九五年六月五日付朝刊。
(56) 『朝日新聞』一九九五年七月三日付朝刊。
(57) 『日本経済新聞』一九九五年三月一八日付朝刊。
(58) 『日経金融新聞』一九九五年六月三日付。
(59) 『日本経済新聞』一九九五年八月三一日付朝刊。
(60) 『朝日新聞』一九九五年九月一二日付朝刊。
(61) 『朝日新聞』一九九五年九月二八日付朝刊。
(62) 『日経金融新聞』一九九五年六月三日付。
(63) 『日本経済新聞』一九九五年九月二八日付。
(64) 『日本経済新聞』一九九五年九月二九日付朝刊。
(65) 『日本経済新聞』一九九五年一〇月一六日付朝刊。
(66) 『日本経済新聞』一九九五年一〇月五日付朝刊。
(67) 『日本経済新聞』一九九五年一〇月一三日付夕刊。
(68) 『日本経済新聞』一九九五年一〇月二二日付朝刊。
(69) 『日本経済新聞』一九九五年二月一六日付朝刊。
(70) 『日本経済新聞』一九九五年一〇月二二日付夕刊。
(71) 『日本経済新聞』一九九五年一一月二三日付朝刊。
(72) 詳しくは、上川龍之進『金融政策の政治行政過程』京都大学博士学位論文、二〇〇一年、を参照のこと。
九一三二頁、日本経済新聞社編『銀行淘汰——三菱・東京合併の衝撃』日本経済新聞社、一九九五年、一七六一八四頁。

(73) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、五一、八五一九六頁。

(74) 『朝日新聞』一九九五年九月一八日付朝刊。

(75) 真淵勝『大蔵省はなぜ追いつめられたのか——政官関係の変貌』中央公論社、一九九七年、七一八頁。なお、西野智彦によると、当時は大和銀行側が事件の公表を遅らせたいと大蔵省に申し出していた。ところが後になって大和銀行は、アメリカの監督当局に対し、事件を隠蔽する意図がなかったことを示すため、大蔵省に事前に報告していたことを明らかにしたのだという。西野智彦『検証 経済暗雲——なぜ先送りするのか』岩波書店二〇〇三年、二三五—二三三頁。

(76) 西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、二三六—二三七頁。なお当時、大蔵省銀行局は、関係者、関係機関に対し、別の算定方式での説明を行っていた。すなわち、住専七社における一兆円の貸出債権のうち、回収不能債権（四分類債権）が六兆二七〇〇億円、回収に重大な懸念のある債権（三分類債権）が一兆一四〇〇億円になると分類していた。本来なら四分類と三分類は、即刻償却が必要な不良債権である。そこで、この合計七兆五一〇〇億円の損失見込み額を割り振るに際し、母体行には三兆五〇〇〇億円の債権を全額放棄させ、残りを貸出比率で分担すると、一般行が一兆七〇〇〇億円、農林系統が二兆三一〇〇億円になる。しかし、農林系統の負担を軽減するために、銀行局は償却対象（これが一次損失）を四分類の六兆二七〇〇億円だけに減額する一方で、母体行と一般行の負担をそのままにした。つまり、三分類一兆二四〇〇億円の負担を先送りして受け皿会社へとまわし、先送り分を農林系統の負担分二兆三一〇〇億円から差し引き、農林系統の負担を一兆七〇〇億円にしたと説明していたのである。湯谷昇羊・辻広雅文『ドキュメント住専崩壊』ダイヤモンド社、一九九六年、一八六—一〇四頁。なお債権の額については、住専処理策策定期点で判明していた数字ではなく、最終的な数字を用いている。『日本経済新聞』一九九五年一月二八日付朝刊も参照。

(77) 詳しくは、上川龍之進、前掲『金融政策の政治行政過程』を参照のこと。

(78) 岸宣仁『検証 大蔵省崩壊——権力の巨塔を襲った絶体絶命の危機』東洋経済新報社、一九九六年、一二七、一三九頁、土門剛「国民へのツケ回し 誰のための住専処理か——徹底検証住専処理 これだけの欺瞞」『エコノミスト』一九九六年二月二三日号、三〇頁。

(79) 佐伯尚美『住専と農協』農林統計協会、一九九七年、二〇六—二〇八頁。

(80) 日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』日本経済新聞社、二〇〇〇年、一五六頁。

(81) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、六八—七一頁。

金融問題「先送り」の政治行政過程（四）

(82) 岸宣仁、前掲『検証 大蔵省崩壊』、一二七頁。

(83) 実際のところ、ある農林系議員は農林系統の負担について、「七一八千億円を落とし所と考えていたが、拍子抜けた」と証言している。毎日新聞特別取材班『住専のウソが日本を滅ぼす——「これでいいのか！ どうする日本』毎日新聞社、一九九六年、二〇九頁。

(84) 西野智彦は、「税金を使って処理しようと、逆に使わずに年内処理を断念しようと、どちらに転んでも大蔵省は批判される。それならば、一気に解決すべきだというのが大臣官房の判断だった」と論じている。西野智彦、前掲『検証 経済暗雲』、一四二頁。

(85) 大嶽秀夫『日本政治の対立軸——93年以降の政界再編の中で』中央公論新社、一九九九年、二〇九一一二二頁。樋渡展洋『大蔵省分割・官僚機構再編と非難回避の政治学』星岳雄、ヒュー・パトリック編（筒井義郎監訳）『日本金融システムの危機と変貌』日本経済新聞社、二〇〇一年、一三七、一四六一四八頁、も参照。

(86) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、八一頁。

(87) 『朝日新聞』二〇〇二年二月一日付朝刊。この記事は、朝日新聞経済部『経済漂流』朝日新聞社、二〇〇三年、一五九一二六五頁、に採録。

(88) 日本経済新聞社編、前掲『金融迷走の10年』、八一頁。

(89) 『朝日新聞』一九九七年二月五日付朝刊。

(90) 日本経済新聞社編、前掲『誰が銀行をつぶしたか』、六一一六二頁。

(91) たとえ素人の寺村がわかつていなかつたとしても、少なくともその部下たちはわかつてはいたはずである。またその寺村ですら、先述した通り、住専の第二次再建策は先送りに過ぎないということを認識していた。

(92) 池尾和人『信用秩序と銀行規制』堀内昭義編『講座・公的規制と産業⑤ 金融』NTT出版、一九九四年、七四一七五頁。

(93) 川北隆雄『国売りたまふことなけれ——大蔵省にからめられた日本』新潮社、二〇〇〇年、八四頁。

(94) 『朝日新聞』一〇〇三年一月八日付朝刊。

(95) 『朝日新聞』一九九三年二月六日付朝刊。